

広島市立大学機関リポジトリ運用指針

平成24年2月23日

図書館運営委員会承認

(趣旨)

第1条 この指針は、広島県大学図書館協議会が運営する広島県大学共同リポジトリ（HAR P）において広島市立大学（以下「本学」という。）が運用する機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「リポジトリ」とは、学術情報基盤の充実を図り、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学において作成された学術研究成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することをいう。

(管理・運営)

第3条 リポジトリの管理・運営は、附属図書館（以下「図書館」という。）において行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、または在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他、図書館長が特に認めた者

(登録対象物)

第5条 リポジトリに登録することができる学術研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術研究、または教育の目的で作成されたものであること
- (2) 登録者が作成、もしくは作成に関わったもの、または本学においてその主要な部分が作成されたものであること
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録手続)

第6条 リポジトリに学術研究成果を登録することを希望する者は、別に定める登録手続きに従い、登録を行うものとする。

(学術研究成果の登録と公開)

第7条 図書館は、登録者から依頼を受けた学術研究成果について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、リポジトリに登録し、無償で公開する。

2 図書館は、公開のため必要となる場合には、複製・媒体変換を行う。

(学術研究成果の著作権)

第8条 登録者はリポジトリでの公開に際して、著作権法に定める複製権及び公衆送信権について、図書館に許諾を与えるものとする。

2 学術研究成果の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者の元に留保される。

3 図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果の公開に際しては、これを利用する者に対し著作権法を遵守するよう周知する。

(著作権に係わる利用許諾)

第9条 登録しようとする学術研究成果に共著者がいる場合には、あらかじめ登録者とその共著者に利用許諾を得るものとする。

2 出版社等の他者がその著作権を有する学術研究成果を登録する場合には、著作者である登録者とその利用許諾を得る必要があるが、図書館にその作業を依頼することができる。

(学術研究成果の削除)

第10条 図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果を削除することができる。

(1) 登録者から削除申請があった場合

(2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、または内容が著しく不適切である等の理由により、図書館長が削除を決定した場合

(免責事項)

第11条 図書館は第8条第3項に掲げた事項を行った上で、リポジトリに登録された学術研究成果を利用することによって発生した登録者または著作権者の損害については、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

この指針は、平成24年2月23日から施行する。